

立入検査

【消防法第4条】

- ・消防長または消防署長は火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出・報告を求め、消防職員にあらゆる場所に立ち入って、消防対象物の位置・構造・設備および管理の状況を検査・質問させることができる。
- ※消防団員による立入検査は法4条の2、危険物施設への立入検査は法第16条の5が根拠となる。

【立入検査の注意事項(法4)】

- ・立入検査の拒否に正当な理由が認められる場合を除き、関係者の同意がなくても、いつでも立ち入ることができるが、個人の住居は関係者の同意を得た場合または緊急の必要がある場合でなければ、立ち入ってはならない。
- ・市町村長の定める証票を携帯し、関係者の請求がある場合は、これを示さなければならない。
- ・関係者の業務をみだりに妨害してはならない。
- ・知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。
- ・民事問題に関与してはならない。
- ・信用失墜行為の禁止。
- ・関係者の立ち合いは法的義務はないが、トラブルを避けるために、立ち会ってもらうほうが望ましい

【立入検査権の権限】

- ・屋外における火災予防措置命令権(法3)
- ・資料提出命令権および報告徴収権(法4-1 法16の5-1)
- ・防火対象物に対する火災予防措置命令権(法5)
- ・防火対象物に対する使用禁止命令権(法5の2)
- ・防火対象物に対する危険排除のための措置命令権(法5の3)
- ・防火管理業務適正執行命令権(法8 法8の2)
- ・自衛消防組織設置命令権(法8の2の5)
- ・危険物の貯蔵・取り扱い基準遵守命令権(法11の5)
- ・危険物製造所等の改修等命令権(法12)
- ・危険物製造所等の使用停止命令権(法12の2)
- ・危険物製造所等の緊急使用停止または使用制限命令権(法12の3)
- ・危険物・疑危険物の収去権(法16の5-1)
- ・無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令権(法16の6)
- ・消防用設備等の設置維持命令権(法17の4)
- ・防災管理業務適正執行命令権(法36)

【屋外における火災予防措置命令権(法3-1・2)】

- ・消防長、消防署長その他の消防吏員は、屋外または防火対象物において火災の予防に危険な行為者・物件の所有者、または消火・避難その他の消防活動に支障になる物件の管理権原者に、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命じることができる。
 - ①火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備・器具の使用時に、火災の恐れのある行為の禁止、または行為を行う場合の消火準備
 - ②残火、取灰または火粉の始末
 - ③危険物または放置された燃焼の恐れのある物件の除去その他の処理
 - ④放置された物件の整理または除去
- ※関係者不在の場合は除去した物件を保管しなければならない(14日間)。

立入検査

【行政不服審査法(法5の4 法6)】

- ・措置命令に対する審査請求期間または意義申し立て期間は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に行うことができる。
- ・命令によって生じた損失は市町村の負担で、時価で補償しなければならない。

【違対象物に係る公表制度】

- ・市町村または消防本部のホームページで重大な違反のある防火対象物および違反内容を公表する。
 - ①特定防火対象物および地域実情を考慮した防火対象物。
 - ②立入検査結果を通知した日から一定期間を経過した日においても、同一の違反が認められるもの。
 - ③設置義務のある屋内消火栓・スプリンクラー設備・自動火災報知設備が設置されていない場合、および地域実情を考慮した違反。